

公 安 委 員 会	国家公安委員会の権限に属する事項の 専決区分の整備（案）等について	平成27年1月22日
説明資料No. 1		総務課

1 趣旨

国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会委員長において専決処理することとされたものを含む。以下同じ。）については、国家公安委員会の事務運営の合理化に資するため、

- 国家公安委員会の決裁が必要な事項
 - 警察庁において専決処理する事項
- に区分されている。

今般、第187回国会において成立した法律に規定された事項等について、新たに専決区分を整備することとする（内閣総理大臣の権限に属する事項については、国家公安委員会委員長において専決処理することにつき承認を得た上で行う。）。

2 概要

(1) 国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の整備（別添1）

以下の事項については、警察庁において専決処理する。

- ・ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づくサイバーセキュリティ戦略本部に対する資料又は情報の提供
- ・ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）に基づく国際テロリストの公告 等

(2) 内閣総理大臣の権限に属する事項に係る専決処理の上申（別添2）

以下の事項については、内閣総理大臣に対し、専決処理の上申をする。

- ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく第一種特定製品の管理者からのフロン類算定漏えい量に係る報告の受理 等

公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針の一部を改正する告示案に対する意見の募集について	平成27年1月22日
説明資料No. 2		総務課

1 改正の趣旨

個人情報取扱事業者において発生した個人情報の漏えい事案を踏まえ、消費者庁が全事業分野に共通する標準的なガイドラインとして策定した「ガイドラインの共通化の考え方について（平成20年7月内閣府）」が一部改正されたことから、「国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針」（平成22年2月5日国家公安委員会告示第5号）についても同じく一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 第三者からの適正な情報取得の徹底（法第17条関係）

「第5 個人情報の取得に関する義務」中、「1 適正な取得」について、国家公安委員会所管事業者が第三者から個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認した上で個人情報を適切に管理している者から取得するとともに、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい旨を追加する。

(2) 社内の安全管理措置の強化（法第20条関係）

「第6 個人データの管理に関する義務」中、「2 安全管理措置」について、国家公安委員会所管事業者が講ずべき組織的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の例示を追加するとともに、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として講じることが望ましい措置を追加する。

(3) 委託先等の監督の強化（法第22条関係）

「第6 個人データの管理に関する義務」中、「4 委託先の監督」について、国家公安委員会所管事業者が個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託先の安全管理措置を適切に評価して選定すること、定期的に委託先の業務の監査を実施し、契約内容の実施状況を調査した上で実施状況を評価すること、委託先が業務の再委託を行う場合には、委託先から事前報告又は承認の申請を求めるなどして再委託先の監督を適切に行うことが望ましい旨等を追加する。

3 意見公募手続の実施

告示の改正案について、平成27年1月23日（金）から同年2月21日（土）までの30日間、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条の規定に基づき、改正案及びその概要を公示し、広く一般の意見を求める。

公 安 委 員 会	警察官等けん銃使用及び取扱い規範 及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則について	平成27年1月22日 人 事 課 警 備 課
説明資料No. 3		

1 改正の趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第28条第1項の規定に基づき作成及び保存が義務付けられた記録票（警察において所持する銃砲の被貸与者等について記載するもの）を、電磁的記録により作成等することが可能になることを受け、警察における事務の合理化を図るため、記録票を紙媒体により作成及び保管することとしている警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「けん銃規範」という。）及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成14年国家公安委員会規則第16号。以下「特殊銃規範」という。）を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 記録票の作成及び保存については、装備事務担当課の長が「けん銃貸与カード」（「特殊銃使用者指定カード」）として2部作成し、装備事務担当課と拳銃の被貸与者の所属する部署（特殊銃の配備所属）とでそれぞれ1部ずつ保管しているところ、これを装備事務担当課の長のみが行うこととする。
- (2) これまで「けん銃貸与カード」（「特殊銃使用者指定カード」）として国家公安委員会規則により定められていた記録票の様式は、電磁的記録により作成及び保存を行うことを可能にすることを踏まえ、国家公安委員会規則によって定めないこととする。

3 今後の予定

1月30日 公布

3月1日 施行

公 安 委 員 会	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 等の一部を改正する内閣府令案等 について	平成27年1月22日
説明資料No. 4		保 安 課

1 改正案の概要

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案

ア 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部改正

銃砲の所持許可や更新を受けようとする者等の負担軽減を図るため、各種申請書の様式や添付書類の見直し等を行うもの。

イ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正

獵銃用火薬類等の譲受けの許可を受けようとする者等の負担軽減を図るため、各種申請書の様式の見直し等を行うもの。

(2) 技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則案

技能講習について、獵銃による事故防止により一層資するものとするため、標的の大きさ等を見直し、実際に獵場で獵銃を使用する状況に近い形で実施するとともに、射撃指導員等による指導に重点を置いた内容に見直すもの。

2 意見公募手続の実施結果

平成26年12月12日(金)から平成27年1月10日(土)までの間、意見公募手続を実施したところ、1(1)については17件及び1(2)については15件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

3 施行期日

1(1)については、平成27年3月1日施行

1(2)については、平成27年4月1日施行

公安委員会 説明資料No. 5	三代目福博会及び松葉会の指定の確認について	平成27年1月22日 組織犯罪対策企画課
--------------------	-----------------------	-------------------------

1 指定の確認の概要

平成26年11月13日に福岡県公安委員会から、同年11月14日に東京都公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 三代目福博会（主たる事務所：福岡県、代表する者：きむ いんすん金寅純、構成員：約190人）
- (2) 松葉会（主たる事務所：東京都、代表する者：おぎの よしろう荻野義朗、構成員：約830人）

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日以降も、各団体の暴力団員は、各団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的 requirement 行為により中止命令等を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

3 今後の予定

- (1) 1月22日 国家公安委員会による確認
福岡県及び東京都の公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 2月3日 官報公示、三代目福博会及び松葉会へ指定通知書を送達
- (3) 2月10日 三代目福博会及び松葉会の指定の効力発生

公 安 委 員 会	「道路交通法施行令の一部を改正 する政令案」について	平成27年1月22日
説明資料No. 6		運 転 免 許 課

1 趣旨

運転免許等に関する手数料の標準を改めるため、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を改正するもの。

2 改正案の内容等

(1) 改正の趣旨

地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする」とされているところ、道路交通法施行令において規定されている運転免許等関係手数料の標準について、前回の改定（平成24年4月）から3年が経過するに当たり、所要の見直しを行うもの。

(2) 改正の概要（別表）

積算の結果、再試験手数料（普通免許 2,800円→2,850円）等の標準7件が増額となり、更新時講習手数料（優良運転者 600円→500円）、高齢者講習手数料（75歳以上 5,350円→5,200円）等の標準36件が減額となった。

(3) 施行期日

平成27年4月1日

3 意見公募手続の実施結果（別添）

平成27年1月10日（土）まで意見公募手続を実施した結果、7件の意見が寄せられた。

4 今後の予定

閣議 1月27日（火）

公 安 委 員 会	内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて（閣議決定案）	平成27年1月22日 総務課
説明資料No. 7		

1 概要

政府が、内閣官房・内閣府に様々な業務が集中している現状を改善するため、昨年11月19日に自由民主党から提言のあった「内閣官房・内閣府のスリム化について」を踏まえ、これに対応するための基本方針を定めようとするもの。

2 閣議決定案の内容（当庁関連部分の抜粋）

1. 基本的な考え方 (略)

2. 内閣官房及び内閣府機能の見直し

(1)～(2) (略)

(3) 内閣府機能の見直し

以下に掲げる業務については、各省庁に移管する。

① 国家公安委員会に移管する業務

- ・犯罪被害者等施策（平成28年4月に移管）

犯罪被害者等施策推進会議は、引き続き内閣府本府に置き、同会議の庶務は、国家公安委員会において処理する。

⑥ 国家公安委員会及び国土交通省に移管する業務

- ・交通安全対策（平成28年4月に移管）

中央交通安全対策会議及びその事務並びに内閣総理大臣による調整機能（勧告を含む）を内閣府本府に維持した上で、基本計画の案の作成及び推進に関する事務を移管。

3. 制度面での措置

(1) 各省の政策調整機能の強化

内閣府の外局のうち、内閣府設置法（平成11年法律第89号）の規定により特命担当大臣を置くこととされているもの（金融庁及び消費者庁）及び警察法（昭和29年法律第162号）の規定により国務大臣をもってその長に充てることとされている国家公安委員会については、各省と同様の総合調整等を行えるよう、金融庁設置法（平成10年法律第130号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）並びに警察法の改正を行い、当該庁及び委員会の所掌事務に当該重要政策に関する総合調整事務を追加する。

(2)～(3) (略)

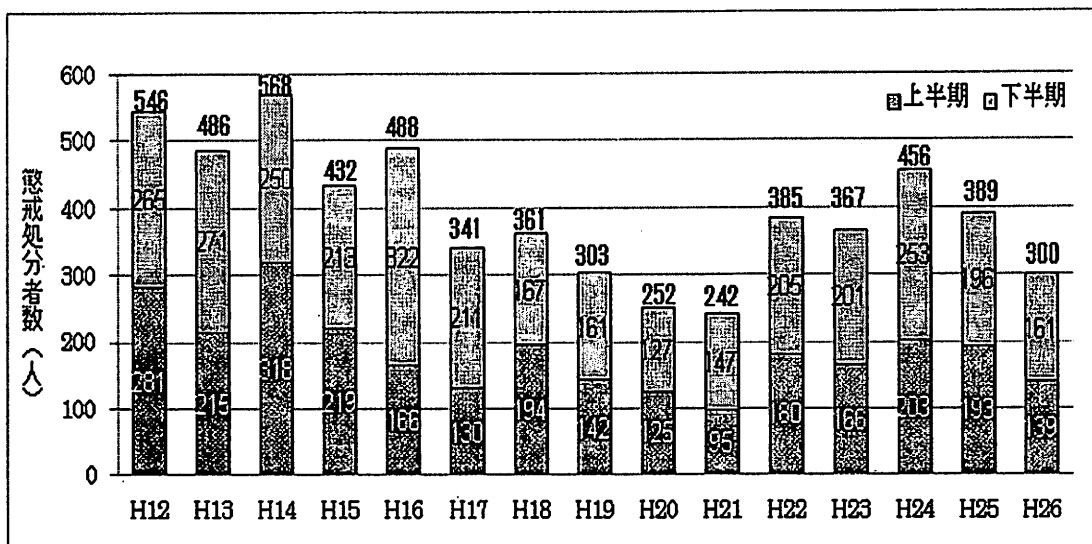
4. その他 (略)

3 今後のスケジュール

今月中 閣議決定（見直しに関する基本方針）

3月中下旬目途 関連法案の閣議決定

1 懲戒処分者数の推移



※H12の数値には、同年6月14日以降運用を停止した諭旨免職の人数が含まれている。

2 事由・処分別

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等	0	1	3	2	6(-24)
被疑者事故等	0	0	6	1	7(-4)
情報管理・取扱不適切	0	1	0	0	1(+1)
職権濫用・収賄供応等	3	1	5	1	10(-1)
犯人隠避等	0	0	1	0	1(-3)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	0	9	14	14	37(-10)
物品管理不適切等	0	0	0	0	0(-5)
その他勤務規律違反等	1	4	9	5	19(-9)
暴行・傷害等	0	5	6	6	17(-10)
窃盗・詐欺・横領等	9	16	38	4	67(-6)
交通事故・違反	10	13	8	16	47(+11)
異性関係	8	18	43	11	80(-32)
その他の法令違反等	4	0	1	3	8(+3)
監督責任	0	0	0	0	0(±0)
計	35 (±0)	68 (-31)	134 (-44)	63 (-14)	300(-89)

※()内は前年比を示す。以下同じ。

3 その他

- 処分を受けた300人中、業務上の非違事案による処分者は102人(-59人)、私行上は198人(-30人)。
- 平成26年中の逮捕者は71人(-15人)。

公安委員会 説明資料No. 9	建造物侵入事件に係る指名手配被疑者 の検挙について（警視庁）	平成27年1月22日 生活安全局少年課
--------------------	-----------------------------------	------------------------

1 事案の概要

被疑者は、いたずらの目的で、平成27年1月5日、午後7時1分ころから同日午後7時2分ころまでの間及び同日午後7時4分ころから午後7時6分ころまでの間、東京都武蔵野市所在のコンビニエンスストア店舗に万引きをしたかの様に見せかける虚偽の動画撮影目的で侵入したものである。

2 被疑者

東京都三鷹市居住

無職 甲 男 19歳

【平成27年1月18日午前9時12分：建造物侵入罪により通常逮捕】

3 捜査の経過

- (1) 被疑者は、かねてからスーパー・コンビニエンスストア等で万引きをしたり、商品を損壊する様子を自ら動画撮影し、これらを動画投稿サイトに投稿する者として社会的耳目を集めていた。
- (2) 平成27年1月5日に投稿された万引き動画について捜査をした結果、被疑者が外部から持ち込んだ商品を万引きしたかのように見せかけて、その様子を撮影していたことが判明。
不当な目的によるコンビニエンスストアへの入店を建造物侵入罪と捉え、1月15日、同人に対する逮捕状を取得し、指名手配した。
- (3) 被疑者は逃亡中も撮影投稿サイトに対する投稿を続けており、電車に乗車して東海・関西方面に逃走している状況が判明。
警視庁では、他県警察の応援を求めつつ、捜査員を派遣して被疑者の行方を追った。
- (4) 1月18日午前7時32分、応援要請を受けた滋賀県警察の捜査員が、JR東海道線米原駅に停車中の電車内において被疑者を発見。警察署へ任意同行の上、午前9時12分、警視庁捜査員が手配事実により通常逮捕した。

4 今後の方針

警視庁では、本件の全容解明に向けた捜査を引き続き推進するほか、被疑者の余罪についても鋭意捜査予定。

公 安 委 員 会 説明資料No. 10	平成26年度総合セキュリティ 対 策 会 議 に つ い て	平成27年1月22日 情報技術犯罪対策課
--------------------------------	-----------------------------------	-------------------------

1 会議の概要

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的に、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について有識者等による検討を行うため、平成13年度に設置された生活安全局長主催の私的懇談会。過去のテーマは別添1のとおり。

2 会議テーマ等

(1) テーマ

「官民連携を通じたサイバー犯罪に対処するための人材育成等」

(2) 検討内容

官民連携を通じたサイバー犯罪に対処するための人材育成の在り方について、情報セキュリティ人材の育成に関する政府の方針や警察におけるサイバー犯罪に対処するための人材育成の取組状況を踏まえつつ、次の項目について検討を行う。

- サイバー犯罪捜査において中核となる職員の育成等に必要な制度（研修、評価・資格等）の導入に向けた方策
- 警察と民間企業等との人事交流の活性化に向けた方策

3 構成員

別添2のとおり。

4 今後のスケジュール

- (1) 3回程度会議を開催し、報告書として取りまとめる。
- (2) 第1回会議は、1月22日（木）の予定。

公 安 委 員 会	外為法違反事件被疑者について	平成27年1月22日
説明資料No. 1 1		外 事 課

千葉県警察は、北朝鮮に貨物を不正に輸出した疑いで、1月19日（月）、被疑者1名を通常逮捕した。

1 被疑者

千葉県内に居住するタクシー運転手の男（67歳）

※ 犯行当時、遊技機等の販売・管理をする会社の実質的経営者

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸出）

3 事案の概要

被疑者は、平成21年6月18日から北朝鮮向けの全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、平成24年11月30日、壁紙8,850キログラム（輸出申告価格230万円）を、経済産業大臣の承認を受けないで、横浜港から大連を経由して北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

我が国政府が講じている対北朝鮮措置に係る違反事件の検挙は、本件が33件目となる。

公 安 委 員 会	シリアにおける邦人拘束事案	平成27年1月22日
説明資料No. 12	について	国際テロリズム対策課

1 事案の概要

1月20日、イスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国（I S I L）」によるものとみられる動画が、インターネット上で配信。同動画では、邦人とみられる2名を人質に、

- 日本政府に対して、身の代金として2億ドルを支払うこと
- 日本国民に対して、日本政府が2億ドルを支払うよう圧力をかけることを要求。

2 政府及び警察の対応

(1) 政府の対応

1月20日15時00分、以下の体制を整備。

- 内閣危機管理監を長とする官邸対策室を設置
- 外務次官を長とする緊急対策本部を設置

(2) 警察の対応

ア 体制の整備

1月20日15時00分、以下の体制を整備。

- 警察庁に警備局長を長とする対策本部を設置
- 警視庁及び千葉県警察に対策本部を設置

イ 関係省庁等との連携

外務省等関係省庁と連携して情報を収集。

ウ 国際テロリズム緊急展開班（T R T - 2）の派遣

- ヨルダンに出張中の警察庁職員が、T R T - 2要員として、活動を実施。また、1月21日、東京から、外事特殊事案対策官等警察庁職員がT R T - 2要員としてヨルダンに派遣。
- これら警察庁職員は、現地において外務省と連携し、情報収集等に当たっている。

エ 全国警察への指示

1月20日、全国警察に対して、以下を指示。

- 国際テロ関連情報等の収集強化
- 水際対策の徹底
- 重要防護施設等の警戒警備の徹底

警視庁において、銃器対策車を配置するなど、官邸、外務省等に対する警戒警備を強化。

3 今後の予定

引き続き、関連情報を収集するとともに、水際対策及び警戒警備の徹底を図る。